

令和元年度

# 公の施設の指定管理者監査報告書

(清瀬市子どもの発達支援・交流センター)

清瀬市監査委員

## 令和元年度 公の施設の指定管理者監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

### 第2 監査の期間

令和元年12月20日から令和2年2月27日まで

### 第3 監査の対象

#### 1 公の施設

清瀬市子どもの発達支援・交流センター

#### 2 指定管理者

社会福祉法人嬉泉

#### 3 所管部課

健康福祉部障害福祉課

### 第4 監査の範囲

平成30年度公の施設（清瀬市子どもの発達支援・交流センター）の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行状況について

### 第5 監査の方法

監査にあたっては、平成30年度公の施設である清瀬市子どもの発達支援・交流センターの管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行が、法令、条例、協定書及び事業計画書等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、所管課及び当該指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類と照合並びに関連職員から説明を聴取し、その他必要と認める方法により実施した。

### 第6 指定管理の概要等

#### 1 指定管理者の概要

##### (1) 名称

社会福祉法人 嬉泉

##### (2) 所在地

東京都世田谷区船橋一丁目30番9号

(3) 代表者

理事長 石井 啓

2 公の施設の概要

(1) 設置目的

心身の発達に遅れのある子ども等の相談に応じると共に、子ども等の日常生活に必要な訓練及び指導を実施して発達を援助する。

(2) 名称及び所在地等

ア 名 称 清瀬市子どもの発達支援・交流センター

イ 所 在 地 清瀬市竹丘一丁目15番8号

ウ 敷地面積 1047.97㎡

エ 建物面積 766.20㎡

オ 建物構造 鉄筋コンクリート造、地上2階

カ 施 設 多目的室1、多目的室2、プレイルーム、会議室、相談室1  
相談室2、支援室1、支援室2、支援室3、支援室4

3 指定管理状況

(1) 事業目的

清瀬市子どもの発達支援・交流センターの管理運営業務について、清瀬市子どもの発達支援・交流センター条例の趣旨に基づき、心身の発達に遅れのある子どもの保護者及び関係者の相談に応じるとともに、日常生活に必要な療育を行う。

(2) 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理料（決算額）

平成30年度 83,225,000円

第7 監査の結果

監査の結果、当該指定管理者が実施した平成30年度公の施設の管理及びその出納並びに関連する事務事業の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり意見を付す。

第8 意見

本施設は、心身の発達に遅れや偏りのある乳幼児から満18歳までの子ども等と子どもの発達に不安のある家族や関係者を対象とした相談支援・発達支援・療育支

援を行い、地域と連携しながら地域で暮らす親子を支えていくための施設として平成21年に開設され、同法人が指定管理者として、施設開設時から管理運営を行ってきたものである。

施設の管理状況及び指定管理者による事業の運営状況は、おおむね適正に行われており、特に施設の管理面では、建築後10年を経過しているとは思えないほど清掃も行き届き、市民の財産として良好に管理されていると認められた。しかしながら、清瀬市子どもの発達支援・交流センター指定管理者基本協定書及び同年度協定書のとおり執行されるべき事務手続きの一部が遅延、欠落してしまったものが見受けられた。

指定管理者に支払われる委託料は、市民の貴重な税で賄われており、効率的、効果的かつ計画的な予算執行が求められており、所管課及び指定管理者ともに初心に立ち返り、再度基本協定書等を十分に精査し、より適正な事務の執行に努められたい。